

第46回指定都市市長会議の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、本日、東京都内において「第46回指定都市市長会議」を開催し、次の提言等を採択しました。

採択した提言等

- （1）大都市における災害対策に関する指定都市市長会提言
- （2）土木施設の長寿命化対策に係る指定都市市長会要請
- （3）地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言
- （4）国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化に関する指定都市市長会提言
- （5）文化芸術立国の実現に向けた指定都市市長会提言

詳細は、別添資料を御覧ください。

問合せ先

担当：広域行政課

042 - 769 - 8248

大都市における災害対策に関する指定都市市長会提言

平成30年北海道胆振東部地震では、多くの尊い命が奪われるとともに、建物や道路等の都市インフラの損壊にとどまらず、過去に例をみない大規模な停電が、長時間にわたり北海道全域で発生するなど、市民生活に多大な影響を与えました。

長時間の停電によって、交通機関は麻痺し、多くの高層建物や宿泊施設においては、断水の発生や、エレベーターの停止によってその機能を失いました。これらは都市部特有の課題でもあり、今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に備え、電力を安定的に供給・確保するための施策を推進する必要があります。

また、被災された方への支援については、これまでも国において積極的に取り組まれておりますが、被災者が早期に生活再建を進めるためには、被災者の実態を踏まえた一層の支援制度の見直しが必要です。

指定都市市長会として、大規模災害に備えた災害対策を推進するため、以下のとおり提言します。

1 災害時における電力の安定的な供給体制の確保等

(1) 再発防止策と情報共有

大規模停電の再発防止策を早期に策定するとともに、災害時にはよりきめ細かく電力需給等に係る情報共有を行うこと。

(2) エネルギー供給に関する支援

電力ネットワークの強化を図るとともに、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の自立分散型電源設備の導入等による、都市のエネルギー供給の強靱化に向けた支援を強化すること。

(3) 水素エネルギーの普及・拡大

水素エネルギーは分散型エネルギーとして、災害時の多様な活用が期待されることから、水素サプライチェーン構築の実証事業への継続的支援や技術開発、水素発電の導入に向けた検討を進めるなど、コストの低減や水素エネルギーの利用促進等に資する施策を推進すること。

また、家庭用、業務・産業用の燃料電池及び燃料電池自動車の普及に係る財政的支援等の施策についても継続的に取り組むこと。

(4) 非常用発電設備設置への支援

ア 指定避難所

指定避難所となる公立学校への自家発電設備などの導入のため、学校施設環境改善交付金の補助率高上げや補助制度の新設等、財政支援の拡充を図ること。

イ 医療施設

基幹災害拠点病院や地域災害拠点病院に補助対象が限定されている医療提供体制施設整備交付金について、多くの医療施設が活用できるよう、自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新増設に関する制度の拡充、要件緩和を図ること。

ウ 社会福祉施設等

特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や保育所等の自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新増設に対する支援の拡充を図ること。

エ 民間企業等

中小企業や宿泊施設等の自家発電設備の導入や備蓄燃料貯蔵設備の新增設に対する支援の拡充を図ること。

2 被災者への支援

(1) 被災者生活再建支援制度の見直し

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金について、半壊世帯及び敷地被害世帯が、解体を伴わない場合も支給対象となるよう、対象者の拡大を図ること。また、同法の適用にあたっては、同一災害においては全ての被災区域を支援対象とするなど地域間で格差が生じないように見直すこと。

(2) 被災者の住宅確保への支援

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について、利率の引き下げ等、既往の激甚災害におけるものと同等の取扱いとすること。また、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げる際には、宅地建物取引士による地方自治体への対面での重要事項説明を省略できるようにすること。

(3) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定

罹災証明書の交付に係る被害認定基準運用指針の内容について、より被害の実態に応じたものとなるよう、簡素化も含め、被災自治体からの情報を踏まえて必要な改定を行うこと。

(4) 避難環境の改善

避難を必要としながらも車中泊や自宅での生活を続けざるを得ない被災者のため、被害状況や各自治体の実情、適切な生活支援の必要性を考慮しながら、トレーラーハウスの活用等を含めた多様な避難環境の整備について、有効な支援策を検討すること。

平成30年12月26日
指定都市市長会

土木施設の長寿命化対策に係る指定都市市長会要請

地方公共団体が管理する道路、下水道など、土木施設の多くが老朽化していく中、適切な維持管理や更新を行わなければ、国民生活や社会経済に多大な影響を及ぼすおそれがある。

国においては、平成25年度の「インフラ長寿命化基本計画」を策定以降、制度改正や各種施策の推進をするとともに、本年度からの防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策など、様々な支援策を講じているところである。

地方公共団体においても、維持管理に係るライフサイクルコスト縮減や予算の平準化を図るため、個別施設計画の策定や予防保全型の維持管理を進めている。しかし、長期的分析によると適切な維持管理には継続的に多大な財源確保が必要となる上、専門人材の不足や点検・工事手法の更なる効率化・省人化が課題となっており、現状のままでは次世代への良好な土木施設の継承が困難な状況になると懸念している。

そこで、指定都市市長会がこれまで要請してきた継続的かつ確実な財源の確保に加え、中長期的な視点で、今後も持続可能なメンテナンスサイクルを確立し、土木施設の長寿命化対策が図られるよう、次のとおり要請する。

- 1 メンテナンスサイクルの推進に係る職員や事業者の育成・確保を図るため、国が実施している各種研修の更なる強化や資格制度の確立など、技術的支援を拡充すること。
- 2 近接目視による定期点検や修繕工事に係るコスト低減を図るため、点検方法の見直しや包括委託等の多様な契約方法の導入など、効率的・経済的に行える新たな点検・工事手法を検討すること。
- 3 施設の点検・工事に係る費用や労力を低減する新技術は依然として少ないことから、新たな点検・工事手法を検討するに当たり、無人航空機やロボットの活用など、新技術の開発と低価格化に産学官共同で努めること。

平成30年12月26日
指定都市市長会

地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言

人事院は、国家公務員の定年延長に関し、平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

ここで示された定年延長は、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するものであり、複雑高度化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを維持していくために必要な施策として、賛意を表すものである。

しかしながら、地方自治体は職員数、年齢構成、組織規模など、国と大きく異なっており、今般示された定年延長が、そのまま地方公務員の枠組みに馴染むとは言い難い。

したがって、地方公務員の定年延長に関する具体的な制度設計に当たっては、各自治体の事情を考慮すべきであり、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 定年延長は、採用計画など調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
- 2 定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の判断で決定できる仕組みを設けること。
- 3 制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

平成30年12月26日

指定都市市長会

国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化 に関する指定都市市長会提言

今後、人口減少・少子超高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少によって、自治体における財源確保が困難になる中で、公共サービスを確実に実施していくためには、ICTの活用による行政事務手続きの効率化を図ることなどが重要である。

税務事務については、国及び各自治体において、国税・地方税等の情報連携や電子化に向けた取組が行われているが、十分に浸透しておらず、いまだデータ入力や調査等の煩雑な事務作業が生じている。

また、税務システムの共同化・クラウド化に関する研究も進められており、税務システムの標準化・共通化は事務の効率化に資すると考えられるが、指定都市においては行政区制度や膨大な処理件数等、特有の課題が多い。

そこで、実現に向けては指定都市自ら具体的な検討を進めていく必要があると考えている。

上記の現状を踏まえ下記のとおり提言する。

記

- 1 国・都道府県・市区町村が保有する税情報に関する情報連携の拡大と電子化の更なる推進を図ること。
- 2 税務システムの標準化・共通化の検討を進めるに当たって、助言・協力及び財政的な支援を行うこと。

平成30年12月26日
指定都市市長会

文化芸術立国の実現に向けた指定都市市長会提言

平成29年6月、文化芸術の振興に関する基本理念を定めた文化芸術基本法が施行された。また、遅くとも2021年度中に、機能強化された「新・文化庁」が京都へ全面的に移転する。

地方創生に向けて東京一極集中を打破するとともに、「文化芸術立国」を実現するという、画期的な国家プロジェクトが動き出している。

さらに、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、そして2021年ワールドマスターズゲームズ関西の開催など、これからの3年間は、大規模な国際スポーツイベントが日本で開催されるゴールデンスポーツイヤーズである。また、2019年には国際博物館会議・ICOM京都大会が開催され、先日、2025年日本万国博覧会も大阪・関西での開催が決定されたところであり、世界中の関心が日本に集まる絶好の機会である。

今年度、指定都市市長会においては、こうした状況を的確に捉え、地域固有の文化を磨き上げ、世界へ日本文化の魅力を発信することの重要性に鑑み、「文化芸術・教育部会」を新設した。

各圏域における中枢都市として地域を牽引する役割を担う指定都市においては、分野横断的な施策に、文化の視点で横串を刺す「文化を基軸とした都市経営」を推進し、全国のモデルとなる先進的な文化政策に取り組んでいく決意である。

近年、文化経済戦略の策定など、文化への戦略的投資が経済成長の起爆剤になるとの認識のもと、国・地方自治体・企業・個人等が一体となり、文化芸術振興と経済成長の好循環を目指すことが求められている。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行など、文化芸術が他者との相互理解を進める社会包摂の機能を有するという認識のもと、障害者、高齢者及び外国人をはじめとする地域社会の多様な主体が文化芸術活動へ参加することなどを通じて、共生社会を実現していくことが重要となっている。

我が国では、衣食住や自然との共生、子どもの学び・育ちなど、地域固有の生活文化が日常生活の中で生まれ、家庭や地域コミュニティにおいて、大切に引き継がれてきた。都市においては、これら地域固有の生活文化を維持・継承することを基盤として、さらに創造的に文化芸術を発展させていくことが重要である。

文化芸術は、人々の創造性を育み心豊かな社会を形成する本質的な価値に加え、産業や観光振興等の経済的価値、人と人との相互理解を促し共生社会の実現や国際平和にもつながる社会的価値も有している。さらに、科学も文化であり、人々の生活を豊かにする、あらゆるイノベーション等の土壌となるものである。こうした文化芸術の多様な価値が相乗効果を生み、文化芸術が経済や社会の発展を牽引する「文化芸術立国」の実現に向けて、国連が掲げる国際社会全体の目標であるSDGs（持続可能な17の開発目標）の方向性を踏まえつつ、以下のとおり提言する。

- 1 文化芸術事業がもたらす経済的・社会的影響やその効果を分析し、文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、官民双方からの持続的な文化芸術への投資を引き出すための仕組みを指定都市と協働して構築すること。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を通じて、持続可能で多様性と包摂性のある「文化芸術立国」の実現を目指すこと。
- 2 文化財の所有者等が活用による適切な収益、起債や民間資金の活用など多様な資金調達を通じて、文化財の修理・復元整備等に自律的に再投資できる仕組みを構築するとともに、貴重な文化財・歴史事象の復元など、文化財の付加価値を高め、保存と活用の好循環を創出するための取組を強化すること。
- 3 地域固有の生活文化を基盤に、障害者、高齢者及び外国人など地域の多様な主体の文化的催事への参加を促進するとともに、学校教育との連携により、子どもの頃から本物の文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性と多角的な思考力を育み、次世代の「担い手」「支え手」の育成につなげるなど、生活文化の振興と共生社会の実現に向けた取組を拡充すること。
- 4 本年10月に施行された文部科学省設置法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、我が国の文化に関する施策を総合的に推進する「新・文化庁」の機能・組織体制の強化と予算の大幅な拡充を図ること。

平成30年12月26日
指定都市市長会